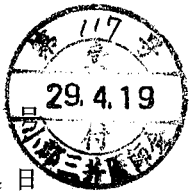


「公印省略」

29 福計協第 10 号

平成 29 年 4 月 14 日



〒838-0121

小郡市上岩田 1246

(一社) 小郡三井医師会

小郡三井医師会会長 殿

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

会長 押本 恵一

平成 29 年 特定計量器定期検査の実施について (通知)

計量法第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法
第 21 条第 2 項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼 (対平成 29 年 4 月 14 日
29 計第 89 号) がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象とな
りますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしく願いいたしま
す。

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈 188-2

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

事務局 大和

TEL/FAX 092-939-2945

E-mail fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 白石恒明

福岡県公報

平成29年4月14日
第3884号

目次

告示(第315号-第325号)

○道路の供用の開始	(道路維持課).....1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所).....1
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所).....2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所).....3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所).....4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課).....5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課).....6
○道路の区域の変更	(道路維持課).....6
○道路の供用の開始	(道路維持課).....6
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(畜産課).....6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課).....7

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課).....7
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課).....7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課).....7
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課).....8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課).....8
○災害拠点病院の指定	(医療指導課).....8

教育委員会

○福岡県指定文化財の管理団体の指定	(教育庁文化財保護課).....8
-------------------	-------------------

告示

福岡県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香春 糸田線	田川市大字楠576番2先から 田川市大字楠607番1先まで

福岡県告示第316号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の非 自動はかり(ウ に掲げるものを 除く。)、分銅 及びおもりの検 査	29年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合 本所	新宮町
	29年5月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	29年5月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	

	29年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	29年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	29年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	29年5月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	須恵町カルチャーセンター大会議室	須恵町
	29年5月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	29年5月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場北側車庫	粕屋町
	29年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	シーメイトエントランス	志免町
	29年5月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	29年5月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町総合保健福祉センター オアシス篠栗	篠栗町
	29年6月1日から 29年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、粕屋町、志免町、久山町及び篠栗町と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年6月1日から 29年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超	29年6月1日から 29年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町

えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査				粕屋町 志免町 久山町 篠栗町
---	--	--	--	--------------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	29年6月1日から 29年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 粕屋町 志免町 久山町 篠栗町

福岡県告示第317号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅	29年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	29年6月6日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	

及びおもりの検査

29年6月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
29年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
29年6月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	
29年6月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーション バサロ	朝倉市
29年6月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	久喜宮コミュニティ	
29年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら杷木 支店	
29年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	三連水車の里あさくら	
29年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	
29年6月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA 市場	
29年6月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
29年6月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
29年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
29年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
29年7月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館	小郡市
29年7月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館	
29年7月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町

29年7月6日から
29年9月5日まで

左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、小郡市及び大刀洗町と協議の上、指示する。

東峰村
筑前町
朝倉市
小郡市
大刀洗町イ ひょう量が
300kgを超える
非自動はかり（
ウに掲げるもの
を除く。）、分
銅及びおもりの
検査29年7月6日から
29年9月5日まで

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

東峰村
筑前町
朝倉市
小郡市
大刀洗町ウ ばね式指示は
かり又は電気式
はかりで目量の
数が6,000を超
えるもの、1級
のはかり及び2
級のはかりで目
量の数が2,000
を超えるものの
検査29年7月6日から
29年9月5日まで

左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。

東峰村
筑前町
朝倉市
小郡市
大刀洗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	29年7月6日から 29年10月5日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

福岡県告示第318号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年7月6日	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	荇田町
		13:00～15:00	三原文化会館	
	29年7月7日	10:00～12:00	三原文化会館	
		13:00～15:00		
	29年7月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町中央公民館	みやこ町
	29年7月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町役場豊津支所別館	
	29年7月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町勝山体育館	
	29年7月19日	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	行橋市
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	
	29年7月20日	10:00～12:00	行橋市延永公民館	
		13:00～15:00	行橋市行橋南公民館	
	29年7月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市行橋南公民館	
	29年7月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	サンワークゆくはし	
	29年7月25日から 29年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、荇田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年7月25日から 29年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超	29年7月25日から 29年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		

えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査				荇田町 みやこ町 行橋市
---	--	--	--	--------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	29年7月25日から 29年10月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第319号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年7月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	赤村
	29年7月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	29年7月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	

29年7月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	添田町役場	
29年7月31日	10:00～12:00 13:00～15:00	大任町役場	大任町
29年8月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町下真崎公民館	川崎町
29年8月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町民会館	
29年8月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館	福智町
29年8月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町公民館方城分館	
29年8月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町公民館金田分館	
29年8月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町生涯学習センター（フレッシュワーク香春）1F多目的ホール	香春町
29年8月9日	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町生涯学習センター（フレッシュワーク香春）1F多目的ホール	
29年8月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	糸田町役場敷地内駐車場	糸田町
29年8月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	田川市
29年8月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
29年8月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
29年8月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	田川文化センター 1階展示ホール	
29年8月26日から 29年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、大任町、川崎町、福智町、香春		赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町

		町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。	香春町 糸田町 田川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年8月26日から 29年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	29年8月26日から 29年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	29年8月26日から 29年11月25日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 香春町 糸田町 田川市

福岡県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成23年12月福岡県告示第2100号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用

平成29年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
朝倉地区(東峰村・筑前町)朝倉市 三井地区(大刀洗町)小郡市

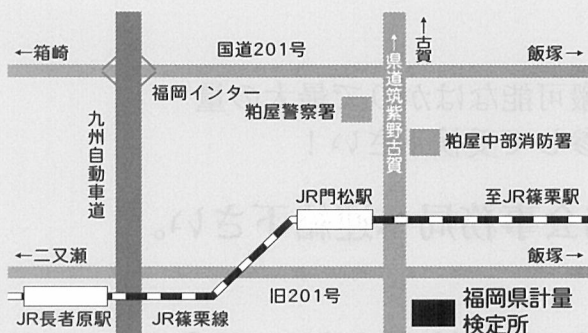
市町村名	月／日	時 間	検査場所	住所・Tel
東峰村	6／ 5(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら宝珠山 営農センター	大字福井2225 0946-72-2223
	6／ 6(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	大字小石原941-9 0946-74-2235
筑前町	6／ 7(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	篠隈373 0946-42-3111
	6／ 8(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	6／ 12(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばーる	久光950 0946-22-2770
朝倉市	6／ 13(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションバ サロ	杷木久喜宮1663-1 0946-63-3888
	6／ 14(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	久喜宮コミュニティ	杷木久喜宮917-1 0946-62-0018
	6／ 15(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら杷木支 店	杷木池田790 0946-62-1023
	6／ 16(金)	10:30～12:00 13:00～15:00	三連水車の里あさくら	山田2192番地1 0946-52-9300
	6／ 19(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	宮野2000-1 0946-52-3160
	6／ 20(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	長谷山327-1 0946-25-0757
	6／ 21(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	菩提寺412-2 0946-22-1111
	6／ 22(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	6／ 23(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	6／ 26(月)	10:00～12:00 13:00～15:00		
小郡市	7／ 3(月)	10:00～12:00	小郡市体育館	小郡市大板井279-1 0942-72-2111(555)
		13:00～15:00		
	7／ 4(火)	10:00～12:00		
		13:00～15:00		
大刀洗町	7／ 5(水)	10:00～12:00	大刀洗町役場	三井郡大刀洗町大字富多 819 0942-77-6201
		13:00～15:00		

指定定期検査機関

一般社団法人

福岡県 計量協会

- ・検査に要する時間は
1台あたり5～10分位
見込んで下さい。
- ・検査通知書を必ず
検査会場へ持参して
下さい。



〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL・FAX 092-939-2945

県知事から指定定期検査機関
(平成18年2月3日付)の指定を
受けました。

県に代わり、当協会で定期検査を
実施いたします。

対象器物

非自動はかり及びおもり、分銅



▶ 指定定期検査機関とは

県知事が行う計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を、
その指定する者に行わせる制度です。この検査業務は、
当協会の公益法人として主幹的業務と認められ、県の
行政改革の1つの柱として民間活力の活用により指定
されました。

はかりの定期検査について

商取引や病院(健康診断・調剤用はかり)、学校(体重測定用)等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律(計量法)で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方(はかり)は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為(病院・学校等)に使用できませんので、必ず定期検査を受検して下さい。

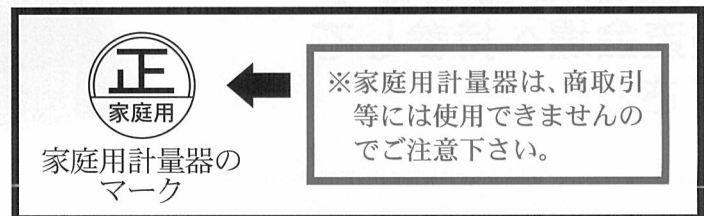


○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H28.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量(ひょう量)が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。 所在場所又は持込にて検査を行います。

○病院・薬局等で使用されている高精度はかりは、巡回検査を行います。 (はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。)

検査に関するお問い合わせは！ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

資料5 特定計量器定期検査手数料表

福岡県の定期検査条例手数料表（指定定期検査機関も同額）

特定計量器の種類	能力（ひょう量）	検査手数料（円）
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、 ひょう量が1 t 以下のもの 電気抵抗線式、 誘電式、 電磁式等	1 0 0 k g 以下	1, 4 0 0
	2 5 0 k g 以下	1, 8 0 0
	5 0 0 k g 以下	2, 2 0 0
	5 0 0 k g 超	3, 1 0 0
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、 直線目盛のみがあるもの 棒はかり、 手はかり		2 5 0
①②に掲げるものの以外のもの ばね式指示はかり、 台手動はかり、 皿手動はかり、 指示併用はかり、 天びん等	1 0 0 k g 以下	5 0 0
	2 5 0 k g 以下	9 0 0
	5 0 0 k g 以下	1, 5 0 0
	1 t 以下	2, 1 0 0
	2 t 以下	3, 7 0 0
	5 t 以下	6, 9 0 0
	1 0 t 以下	1 0, 7 0 0
	2 0 t 以下	1 5, 0 0 0
	3 0 t 以下	1 9, 1 0 0
	4 0 t 以下	2 1, 6 0 0
	5 0 t 以下	2 9, 8 0 0
	5 0 t 超	5 1, 2 0 0
分銅及びおもり		1 0

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、2倍の金額となります。

※所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。

はかりの定期検査について

商取引や病院(健康診断・調剤用はかり)、学校(体重測定用)等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律(計量法)で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方(はかり)は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為(病院・学校等)に使用できませんので、必ず定期検査は受検して下さい。



○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H24.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量(ひょう量)が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。 所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり(目量の数6,000を超えるはかり)は、巡回検査を行います。(はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。)

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。 (裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。)

検査に関するお問い合わせは！ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

福岡県届出代検計量士名簿

氏 名	住 所	電話(FAX)	携 帯 電 話
井上 博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 (有)井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本 恵一	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 (株)大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
押本 篤			090-8391-3284
森永 一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 (株)生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
酒見 孝志	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス(株)内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-5021-4501
西竹 啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工(株)内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
清原 正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所		090-1510-1960
清原 一樹	〒820-0065 飯塚市中350-12 B101 きよはら計量管理オフィス	0948-25-0515 (0948-25-0317)	090-5749-9597
小山田 寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 (財)日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野 正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田 昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 (有)ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川 裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (")	090-6293-1624
末崎 敬一	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 (有)末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420
末崎 繁			
藤原 力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀 敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新 正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828 (")	090-8667-8401
片桐 孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 (有)片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154

指定定期検査機関
一般社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
電話 (092)939-2945

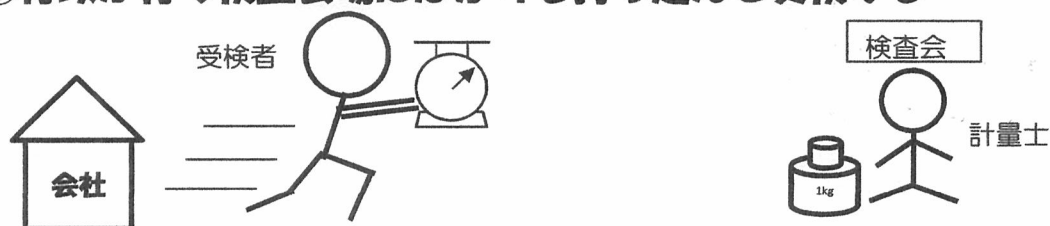
※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。

はかりの検査の 持込が大変な方へ はかり設置場所でも検査ができます

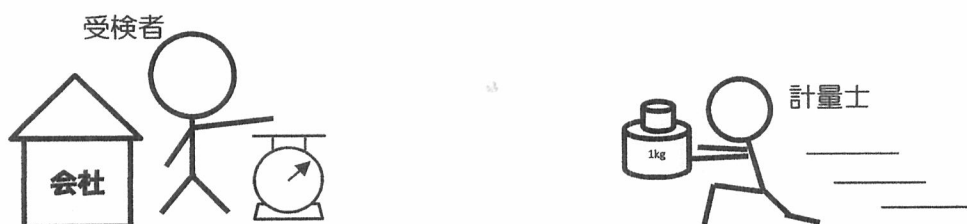
◎ はかりの定期検査は2つの方法があります。

取引・証明に使用される‘はかり’には計量法で2年に1回の検査義務が課せられています。

① 行政が行う検査会場にはかりを持ち込んで受検する



② 商店・会社などはかりの設置場所に計量士が分銅を持って 伺って検査を行う（代行検査といいます）



②の方法では現場側の都合のよい曜日・時間を調整して検査ができますので、はかりを使用している現場を止める必要がありません。
特にはかりの台数が多い方などにはおすすめです。

※①の検査とは検査料金が異なります。

代行検査・自主検査のお問い合わせは下記までご連絡をお願いします。

〒 811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈 188-2

福岡県計量協会 指定定期検査機関 事務局 TEL 092-939-2945